

○ダイオキシン類に係る特定計量証明事業 の認定基準

(平成14年2月18日)
(経済産業省告示第77号)

最終改正 平成17年8月29日経済産業省告示第222号

計量法（平成4年法律第51号）第121条の2の規定に基づき、及び同法を実施するため、ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準を次のように定め、平成14年4月1日から施行する。

計量法施行令（平成5年政令第329号）第29条の2第1号の大气、水又は土壤中のダイオキシン類の濃度の計量証明の事業を行おうとする者の計量法（以下「法」という。）第121条の2の特定計量証明事業の認定の基準は次のとおりとする。

- 1 法第121条の2第1号の特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものは、次の表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる基準に適合する管理組織を有するものとする。

	事 項	基 準
1	実施体制	認定を受けようとする事業の区分に係る特定計量証明事業（以下単に「計量証明事業」という。）を適正に行うに必要な社内規格等について、具体的に、かつ、体系的に整備されとともに、次に掲げる事項その他必要な事項が文書化され、それに基づいて適切に事業を行うこと。 イ 品質に対する方針及び目標 ロ 計量証明事業を適正に実施するために必要な事項 ハ 文書目録
2	組織	1 次に掲げる者が任命されていること。 イ 事業所において、計量証明事業全般に対して責任を有する者（以下「統括管理者」という。） ロ 計量法第109条第2号に規定する当該事業に係る計量管理を行う者（以下「計量管理者」という。） ハ 品質管理の分野において十分な知識を有してお

第1章 大気中の物質等

○基準・規制条文一覧表

掲載頁	物質名	基準	規定	条文	特記
1101	・アクリルアミド	・0.3mg/m ³ ・0.3mg/m ³	・作業環境評価基準（昭63労告79、改正平18厚労告465） ・特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭50労告75、改正平18厚労告42）	特定第2類物質	
1112	・アクリロニトリル	・2 ppm ・45mg/m ³ (20cm ³)	・作業環境評価基準（昭63労告79、改正平18厚労告465） ・特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭50労告75、改正平18厚労告42） ・大気汚染防止法施行令（昭43政令329、改正平18政令269） ・悪臭防止法施行規則（昭47総令39、改正平17環令3） ・作業環境評価基準（昭63労告79、改正平18厚労告465） ・作業環境評価基準（昭63労告79、改正平18厚労告465）	特定第2類物質	
1131	・アクロレイン	・0.05～0.5ppm	・特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭50労告75、改正平18厚労告42）	特定物質	
1171	・アセトアルデヒド	・500ppm	・悪臭防止法施行規則（昭47総令39、改正平17環令3）	悪臭物質	
1191	・アセトン	・0.01mg/m ³ （Hgとして）	・作業環境評価基準（昭63労告79、改正平18厚労告465）	第2種有機溶剤	
1221	・アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基またはエチル基であるものに限る）	・0.01mg/m ³	・作業環境評価基準（昭63労告79、改正平18厚労告465）	管理第2類物質	
1222	・アルファ-ナフチルアミン及びその塩	・制御風速	・特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭50労告75、改正平18厚労告42）	特定第1類物質	
1231	・アンモニア	・1～5 ppm	・悪臭防止法施行規則（昭47総令39、改正平17環令3）	特定物質、悪臭物質	
1281	・硫酸酸化物	・ $q = k \times 10^{-3} \text{He}^2$ q：m ³ /時 k：地域ごとに定	・特定化学物質障害予防規則（昭47労令39、改正平18厚労令147） ・大気汚染防止法施行規則（昭46厚・通令1、改正平18環令25）	特定第3類物質 ばい煙	

■ダイオキシン類

測定方法の種類

- I. JIS K 0311-2005 「排ガス中のダイオキシン類の測定方法」
- II. ダイオキシン類の濃度の算出方法（平12厚生告7）
- III. ダイオキシン類対策特別措置法施行規則に定める方法（平17環告92）
- IV. ダイオキシン類に係る生物検定法マニュアル「排出ガス、ばいじん及び燃え殻」（平成18年3月環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室）

I. JIS K 0311-2005 「排ガス中のダイオキシン類の測定方法」

1. 適用範囲 この規格は、燃焼、化学反応などに伴って煙道、煙突及びダクト（以下、ダクトという。）に排出される排ガス中のテトラからオクタクロロジベンゾ-パラ-ジオキシン及びテトラからオクタクロロジベンゾフラン並びにダイオキシン様（よう）PCB（以下、ダイオキシン類という。）のガスクロマトグラフ質量分析計（以下、GC/MS という。）を用いた測定方法について規定する。ここで用いる GC/MS は、ガスクロマトグラフ（GC）のカラムにキャピラリーカラムを用い、分解能が10000以上である二重収束形質量分析計（MS）の装置とする。

この規格における GC/MS の検出下限は、装置、測定条件によって変動はあるが、四塩素化物及び五塩素化物で0.1 pg、六塩素化物及び七塩素化物で0.2 pg、八塩素化物で0.5 pg、ダイオキシン様 PCB で0.2 pg以下である。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

○測定方法

■亜鉛

測定方法の種類

- I. JIS K 0102-1998 「工場排水試験方法」
- II. 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭48環告13）
- III. JIS M 0202-1999 「坑水・廃水試験方法」

I. JIS K 0102-1998 「工場排水試験方法」による分析法

53. 亜鉛（Zn） 亜鉛の定量には、フレイム原子吸光法、電気加熱原子吸光法、ICP 発光分光分析法及び ICP 質量分析法を適用する。

53.1 フレイム原子吸光法 試料を前処理した後、アセチレン-空気フレイム中に噴霧し、亜鉛による原子吸光を波長213.9nmで測定して亜鉛を定量する。

定量範囲：Zn 0.05～2 mg/ℓ、繰返し分析精度：変動係数で2～10%（装置、測定条件によって異なる。）

a) 試薬 試薬は、次のものを用いる。

- 1) 亜鉛標準液（0.1 mgZn/ml） JIS K 8005に規定する容量分析用標準物質の亜鉛を塩酸（1+3）で洗い、水洗し、JIS K 8101に規定するエタノール（99.5）で洗い、次に、JIS K 8103に規定するジエチルエーテルで洗った後、直ちにデシケーター中に入れ12時間以上放置する。Zn 100%に対してその0.100 g をとり、硝酸（1+1）20 ml 中に加え、煮沸して溶かし、窒素酸化物を追い出し、放冷後、全量フラスコ 1000 ml に移し入れ、水を標線まで加える。又はJIS

< J I S >

環境騒音の表示・測定方法

Z 8731—1999

Acoustics—Description and measurement
of environmental noise

序文 この規格は、1982年に第1版として発行されたISO 1996—1、Acoustics—Description and measurement of environmental noise、Part 1 : Basic quantities and proceduresを翻訳した日本工業規格であり、次に示す附属書1及び附属書2を除き、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成している。

附属書1は、1983年に第1版として発行されたISO 1996—2、Acoustics—Description and measurement of environmental noise、Part 2 : Acquisition of data pertinent to land useのうち、第1部と重複する部分を除いた残りを翻訳し、技術的内容を変更することなく作成したものである。

附属書2には、改正前のJIS Z 8731 : 1983（騒音レベル測定方法）で規定していたが、この規格で採用されなかった項目のうちの重要なものを参考として記載した。

なお、この規格で点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

1. **適用範囲** この規格では、環境騒音を表示する際に用いる基本的な諸量を規定し、それらを求めるための方法を示す。

2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。

2.1 日本工業規格

JIS C 1502 普通騒音計

備考 原国際規格ISO 1996—1に引用規格として記載されたIEC 60651、Sound level metersのType 2及びIEC 60804、Integrating—averaging sound level metersのType 2に関する引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS C 1505 精密騒音計

備考 原国際規格ISO 1996—1に引用規格として記載されたIEC 60651、Sound level metersのType 1及びIEC 60804、Integrating—averaging sound

○登録環境計量証明事業者名簿（平成17年12月現在）

〔注〕○：登録事業所の業種

大気：大気中の物質の濃度

水士壤：水中及び土壌中の物質の濃度

音圧：音圧レベル

振動：振動加速度レベル

北 海 道 (73)

法 人 名	登録事業所所在地	本 社 所 在 地	登 録		業 種					
			番 号	年 月 日	濃 度		音 圧	振 動		
					一 般	特 殊				
(株)アース総研	〒003-0828 札幌市白石区菊水元町8条3-4-23 T E L 011-872-2996	同 左	616	5. 11. 1	○	○				
			709	5. 11. 1					○	
			802	6. 3. 25						○
(株)アクセス	〒082-0069 網走郡美幌町字日の出1-24-14 T E L 01527-2-3620	同 左	626	5. 11. 1	○	○				
イーアイテク ノ(株)	〒085-0011 釧路市旭町17-12 T E L 0154-23-2305	同 左	659	14. 1. 10	○	○				
			728	14. 1. 10					○	
			828	14. 1. 10						○
(株)イーエス総合研究所	〒007-0895 札幌市東区中沼西5条1丁目8-1 T E L 011-791-1651	同 左	654	12. 4. 19		○				
			730	15. 2. 7					○	
			830	15. 2. 7						○
(株)エーティック	〒063-0801 札幌市西区24軒1条5-6-1 T E L 011-644-2818	同 左	704	5. 11. 1					○	
			807	6. 4. 26						○
(株)エコニクス	〒061-1373 恵庭市恵み野北3丁目1-6 T E L 0123-39-7751	〒004-0015 札幌市厚別区下野幌テクノパーク1-2-14 T E L 011-807-6811	645	5. 11. 1		○				
			716	9. 5. 27					○	
			819	9. 5. 27						○
荏原エンジニアリングサービス(株)	〒001-0029 札幌市北区北29条西3-1-3 T E L 011-757-7550	〒108-0075 東京都港区港南2-13-34 T E L 03-5461-5111	617	5. 11. 1	○	○				
エヌ・エス・環境科学(株)	〒070-8045 旭川市忠和5条7-3-18 T E L 0166-62-1911	〒007-0848 札幌市東区北48条東2-1-1 T E L 011-753-1911	637	5. 11. 1	○	○				